

一般事業主行動計画の公表について

医療法人 溝口外科整形外科病院は、次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を公表いたします。

次世代育成支援対策推進法とは

次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、平成 17 年 4 月 1 日から集中的かつ計画的に取り組んでいくためにつくられたものです。

一般事業主行動計画とは

企業が、子育てをしている労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などを行うために策定する計画です。

溝口外科整形外科病院行動計画

職員の働き方を見直し、特に女性社員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 9 月 1 日～平成 31 年 8 月 31 日までの 2 年間

2. 内容

目標 1：妊娠中の女性社員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して社員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 平成 29 年 9 月～ 職員の具体的なニーズ調査、母性健康管理についての情報収集
- 平成 29 年 11 月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標 2：平成 30 年 12 月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1 人当たり年間 120 時間未満とする。

<対策>

- 平成 29 年 9 月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 平成 29 年 10 月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施
- 平成 29 年 11 月～ 院内電子掲示板等による社員への周知
- 平成 29 年 11 月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標 3：期間雇用者を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 15 日以上とする。

<対策>

- 平成 29 年 9 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成 29 年 9 月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成 29 年 9 月～ 院内HPなどでキャンペーンを行う